

# 審議結果通知書

平成27年6月17日

松阪建設事務所長 様

三重県環境調整システム推進会議 会長

平成27年4月7日付けで提出のあった環境配慮検討書について審議した結果は次のとおりでしたので通知します。

対象事業の名称	一般県道勢和兄国松阪線（牧～佐伯中工区）道路改良事業
(1)調整事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・動植物への影響について</li><li>・景観について</li><li>・大気環境及び騒音・振動について</li></ul>
(2)調整の結果の内容	<p><b>(動植物への影響について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地元に確認のうえ、希少な動植物の調査を行ってください。</li><li>・法面緑化については、地域在来種を用いるよう努めてください。</li></ul> <p><b>(景観について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境配慮検討書3頁中「2 計画地の社会的条件の現況等」の「(2)関係法令等による地域の指定・規制状況」について、「景観法：規制あり（三重県景観計画区域）」を追記してください。</li><li>・同「(5)自然景観・文化財等」について、「三重県景観計画」も追加し、再調査をお願いします。</li></ul> <p><b>(大気環境及び騒音・振動について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建築物又は工作物の解体等を行う場合は、大気汚染防止法第18条の17に定める事前調査の実施及び調査結果の掲示が必要となるので留意してください。</li><li>・工事の実施においては、いわゆるポスト新長期規制適合車両、低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）に基づく低騒音型建設機械及び低振動型建設機械、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に定める排出基準適合車両及び「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）に基づく排出ガス対策型建設機械を優先的に使用する等、排出ガスや騒音・振動の低減に努めてください。</li></ul>
(3)備考	